

製品プラスチックの拠点回収の試行実施について

1 目的

プラスチック資源循環促進法の施行を受け、製品プラスチック回収の実施に向けた検討に当たり、①排出される製品プラスチックの種類や量の計測、②容器包装プラスチックなどの不適物の混入率の計測③実施に当たっての課題の抽出などを行うため、試行的に拠点での製品プラスチックの回収を行う。

2 実施場所・期間

(1) 実施場所

厚別地区リサイクルセンター（厚別区厚別東3条1丁目）

(2) 実施期間

令和5年10月1日（日）～10月31日（火）（1か月間）

3 事業の詳細

回収対象	製品プラスチック ★種類 ⇒ 種類を限定（20品目を想定） ★大きさ ⇒ 50センチ未満（容り法ルートに準拠）
回収方法	★回収拠点（厚別地区リサイクルセンター）への持ち込み ★回収拠点ではスタッフが対面受取
持ち込み方法	専用回収袋を作製の上、近隣住民に配付 ※専用回収袋を使用する理由 モデル事業であることが住民にとって分かりやすい、実施対象の母数が明確になるなどのメリット
回収後の処理	回収した製品プラスチックは原則リサイクル 運搬は、業者委託（又は清掃事務所）を予定
住民への周知	①専用袋の戸別配付時にチラシの同封 ②町内会への情報提供
検証	①組成調査の実施 ②専用回収袋配付時にアンケートを同封し、市民意見の把握を図る

4 実施対象地区等

(1) 実施対象地区

厚別東地区 約2,000世帯

（厚別地区リの近隣地域で、約500m範囲内の住所に居住する世帯）

《対象住所》

厚別東2条1丁目～3丁目

厚別東3条2丁目～3丁目

厚別東4条1丁目～2丁目

厚別東5条1丁目～2丁目

※地図上の表記

★ 厚別地区リサイクルセンター

○ 実施対象住所

● 新札幌バスターミナル

--- 約500m周囲

— 住所境界



(2) 回収想定量

約100kg/月（他都市実績や過去の類似事業による）

5 作業スケジュール

令和5年4～8月	契約準備（リサイクル事業者等）など
令和5年9月	地域住民への周知
令和5年10月	実施

6 実施後の展開

今回の試行実施の状況を検証した上で、実施方法（回収品目、回収方法の変更等）や実施場所を変更するなど、違った条件下で繰り返し試行実施を行うことにより、更なる知見や課題の収集を図ることとする。